

関西大学体育会フェンシング部OB・OG会 規約

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は関西大学体育会フェンシング部OB・OG会と称する。

(所在地)

第 2 条 本会を次の所在地に置き、必要に応じて連絡所を各地に設置する。
大阪府吹田市山手町3-3-35

(目的)

第 3 条 本会は、会員相互の親睦と社会的発展を図り、合わせて母校フェンシング部の指導並びに育成を目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 会員相互の融和、親睦に関する事業
(2) 母校の振興上必要となる指導、奨励又は援助
(3) 母校の発展に必要となる施策への協力
(4) 大学体育会へ派遣する役員選出規定を定める
(5) その他、本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 次の資格を有する者を本会の会員とする。
(1) 正会員は、関西大学体育会フェンシング部OB・OG
(2) 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し本会の発展を助成する個人で、幹事会が認めた者に会長が委嘱する

(会費の納入・免除)

第 6 条 会員は会費を納めなければならない。
2 会費は、正会員は年額 10,000 円、賛助会員は年額 5,000 円とし、納入方法は別に定める。
3 満 75 歳以上の会員は、会費を免除する。

第3章 役 員

(役員の数)

第 7 条 本会に次の役員を置く。
(1) 会 長 1名
(2) 副会長 若干名
(3) 幹事長(事務局) 1名
(4) 幹 事 若干名
(5) 監 事 1名

(役員任期)

第 8 条 本会役員任期は2年とする。

(役員選出)

第 9 条 会長・副会長・監事は、定例総会で会員の中から選出する。

第 10 条 幹事長は、幹事の内より幹事が互選する。

第 11 条 幹事の選出は次のとおり定める。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 会長推薦 | 1名 |
| (2) 前期幹事会推薦 | 若干名 |
| (3) 監督・コーチより | 2名 |
| (4) 現役より | 1名 |
| (5) 一般推薦 | 1名 |

第 12 条 現役役員(大学監督・コーチ、一高監督・コーチ)は、幹事会により推薦する。

(会長・副会長)

第 13 条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときは、これを代理する。

(幹事長)

第 14 条 幹事長は、幹事会を代表し会務を執行する。

(幹事)

第 15 条 幹事は、各会員の連絡を行うとともに、本会の運営の基幹となり会務を執行する。

(監事)

第 16 条 監事は、財務及び会務を監査し総会に報告する。

(出向役員)

第 17 条 出向役員は、本会を代表して当該団体の会議等に出席する。

(名誉会長)

第 18 条 本会に名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は総会にて決定し委嘱する。

3 名誉会長は本会の諮問に応じる。

(顧問・参与・名誉会員)

第 19 条 本会に顧問・参与・名誉会員を置くことができる。

2 顧問・参与・名誉会員は総会にて決定し委嘱する。

3 顧問・参与は会議に出席して意見を述べることができる。

(幹事会)

第 20 条 幹事会は幹事をもって構成し、次の事項を審議、企画、実行する。

- (1) 総会に関する事項
- (2) 規約の変更及び廃止に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算の作成

- (4) 事業報告、収支決算書及び財産目録の作成
- (5) 会誌「なまず」の発行
- (6) 会員名簿の作成及び保守
- (7) 出向役員、現役役員に関すること

第4章 会 議

第21条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会

(総会)

第22条 定例総会は、年1回とし会長が招集する。臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。

2 総会の議長は会長がこれにあたる。

3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第23条 次の事項は、総会に提出して承認を受けなければならない。

- (1) 役員を選任に関する事項
- (2) 前年度決算及び本年度予算
- (3) 事業報告及び事業計画
- (4) 規約及び会費の変更
- (5) その他 幹事会において必要と認めた事項

(幹事会)

第24条 幹事会は幹事長が適時招集する。

2 議事は出席幹事の過半数で決し、可否同数のときは幹事長の決するところによる。

第5章 会 計

第25条 本会に必要な帳簿を備え、事業の運営及び財産の状況を明らかにするものとする。

(収入)

第26条 本会の会計の収入は下記の事項からなる。

- (1) 会費
- (2) 賛助会費
- (3) 寄付金
- (4) その他収入

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり2月末日に終わる。

第6章 設 立

(設立年月日)

第28条 本会の設立年月日は昭和45年1月1日とする。

付 則

1. この規約（制定）は、昭和45年1月1日から施行する。

付 則

2. この規約（改正）は、昭和52年1月1日から施行する。

付 則

3. この規約（改正）は、昭和56年1月1日から施行する。

付 則

4. この規約（改正）は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

5. この規約（改正）は、平成7年3月1日から施行する。

付 則

6. この規約（改正）は、平成14年3月10日から施行する。

付 則

7. この規約（改正）は、平成17年4月9日から施行する。

付 則

8. この規約（改正）は、平成18年4月1日から施行する。